

【野生鳥獣被害対策本部】

「クマ出没警報・注意報」を解除します

8月のツキノワグマ目撃等件数は、例年並みの水準で推移していること等から、本日を期限として、県内全域に発令中の「クマ出没注意報」を解除することとします。

また、仙台市青葉区を対象に発令中の「クマ出没警報」についても、発令期間の満了に伴い、併せて解除することとします。

【9月1日以降の対応等】

8月31日まで			9月1日以降
対象地域	発令内容	主な発令理由	
仙台市青葉区	クマ出没警報	人身被害発生	解除
上記を除く全市区町村	クマ出没注意報	目撃等件数	

県民の皆様へのお願い

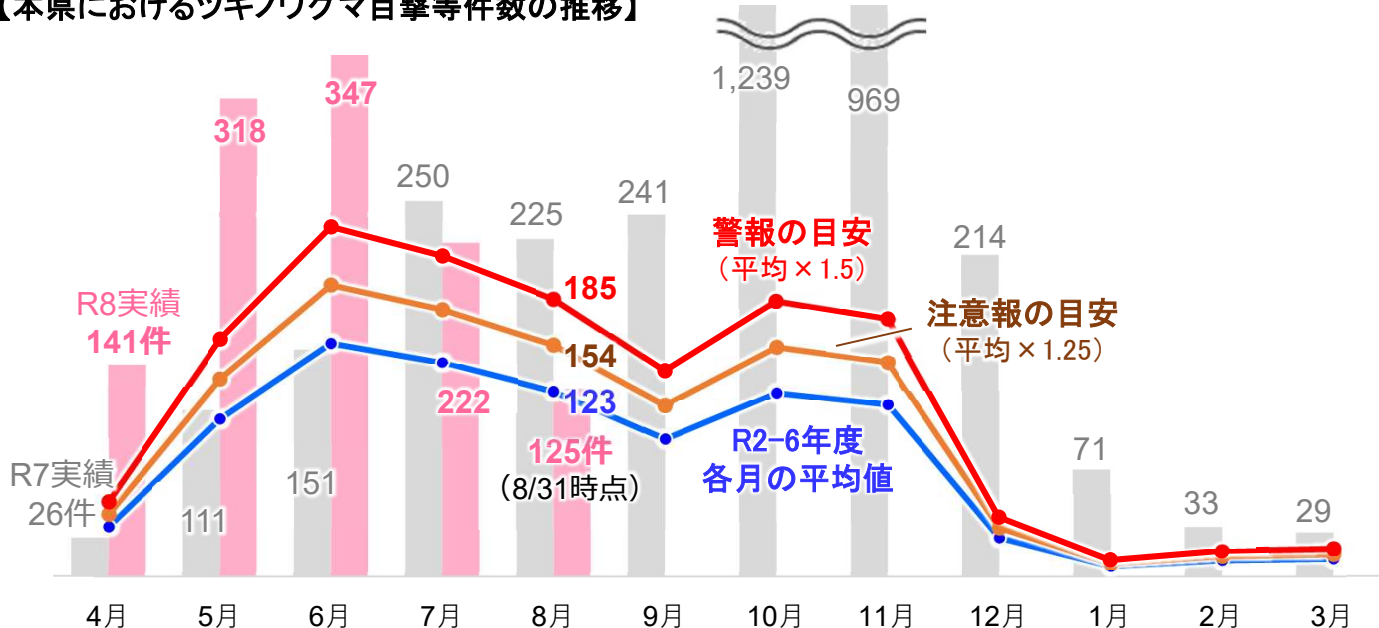
- 8月に入り、目撃等件数自体は減少傾向にありますが、一部の市町村では、断続的な市街地への出没が確認されていること等から「クマ目撃等情報マップ」をこまめに参照し、①朝夕の行動を避ける、②クマ鈴など音を鳴らす、③多人数で行動する、④生ゴミを放置しないなど、クマとの遭遇防止対策を引き続きお願いします。
- 山林内では、沢沿いや背丈の高い藪など、クマの行動ルートや隠れ場になる場所には近寄らないようお願いします。
- クマに遭遇したときは、急な動作をするとクマを刺激し、襲われる可能性が高いため、落ち着いて静かに背中を見せないようにして離れてください。
- クマに襲われた場合は、地面に腹ばいになり、両手で首の後ろをガードして首や頭を守ってください。

【↓情報マップ↓】



【↑関連情報↑】

【本県におけるツキノワグマ目撃等件数の推移】



【参考1】8月におけるツキノワグマの市街地出没状況

- 直近1週間(基準日8/28:8/22-8/28)における市街地での目撃等状況は、登米市、栗原市、大崎市、富谷市でそれぞれ1回確認(=注意報非該当)
- 上記を含め、今月中に市街地での目撃等が確認されたのは計12市町

8月中に市街地出没が確認された市町村	
基準外	仙台市青葉区 (6) 仙台市太白区 (2) 仙台市泉区 (7) 気仙沼市 (1) 登米市 (2) 栗原市 (2) 大崎市 (5) 富谷市 (4) 川崎町 (2) 大和町 (2) 大衡村 (1) 美里町 (1)



※ ()内の数値は8月中の市街地における延べ出没数

【参考2】「クマ出没注意報」等の発令基準 (基準に該当した場合に対策本部が総合的に判断して発令)

項目等	発令基準の概要	
注意報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の1.25倍以上 ②同一市区町村の市街地での目撃件数が直近1週間で2回発生したとき ③その他人身被害の発生が懸念されるとき	
警報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の1.5倍以上 ②同一市区町村の市街地での目撃件数が直近1週間で10回発生したとき ③各市区町村の市街地においてケガ等の人身被害が発生したとき ④その他人身被害の拡大が危惧されるとき	
特別警報	①当該月の目撃等件数が過去5年間※の同月平均値の3倍以上 ②死亡被害が発生したとき ③同一又は隣接市区町村でケガ等の人身被害が1か月以内に2回発生したとき	
対象地域 (発令地域)	上記①	注意報・警報:原則として県内全域 特別警報:市区町村別の出没状況を踏まえて対策本部で決定
	①以外	原則として該当市区町村
発令期間	上記①	発令日から1か月間
	①以外	発令日から2週間を目途に対策本部で決定

参考数値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過去5年間の平均値	33	105	155	142	123	91	122	114	26	7	11	12
注意報(平均×1.25)	42	132	194	178	154	114	153	143	33	9	14	15
警報(平均×1.5)	50	158	233	213	185	137	183	171	39	11	17	18
特別警報(平均×3.0)	99	315	465	426	369	273	366	342	78	21	33	36

※ 当面の間、「過去5年間」に令和7年度の実績は含めない(過去最多の大量出没となったため)